

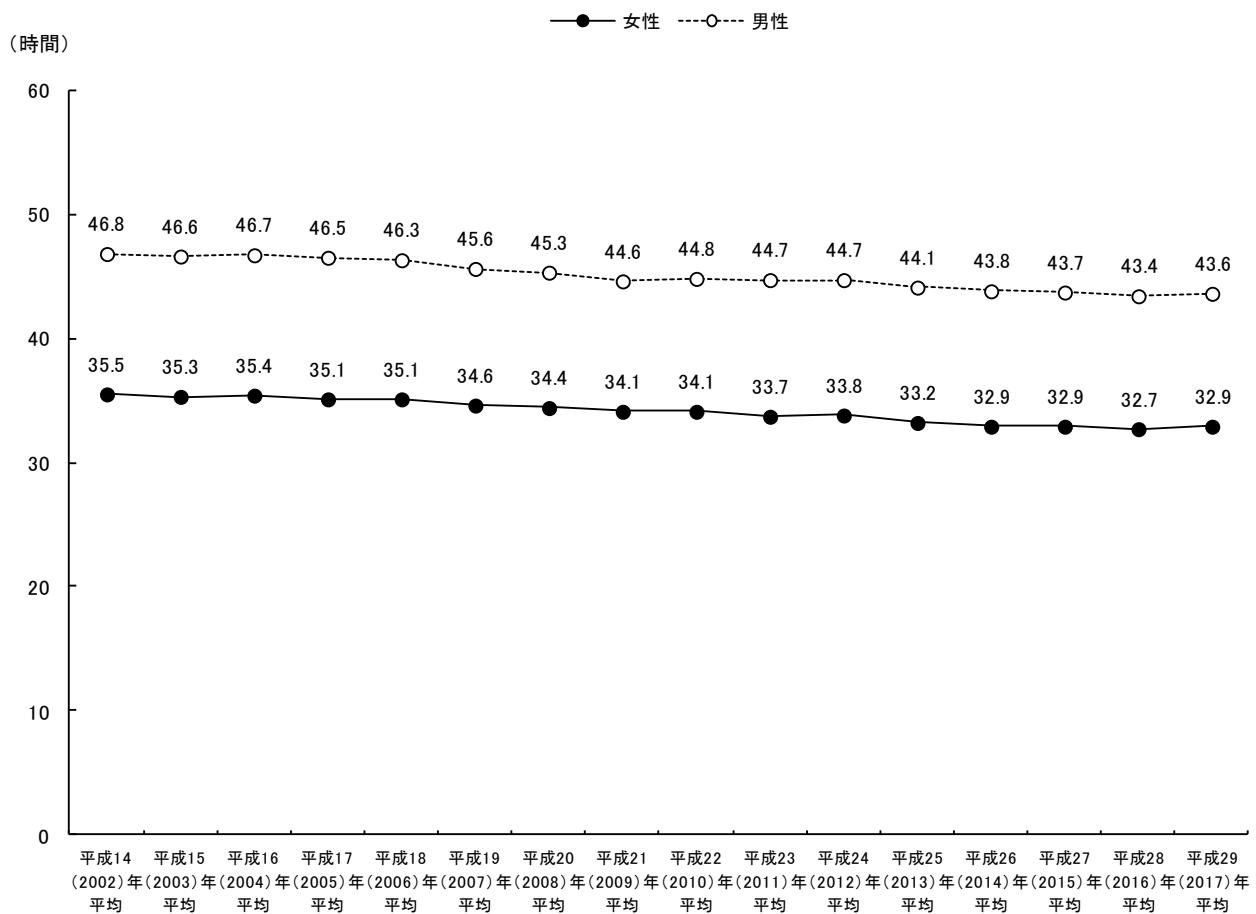
領域II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

II-1 働き方の見直し

1. 労働者の平均週間就業時間

平均週間就業時間は男女とも緩やかに減少している。平成29（2017）年平均で女性は32.9時間、男性は43.6時間である。

図表II-1-1 労働者の平均週間就業時間の推移（全国）



注：平成23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成29年平均）

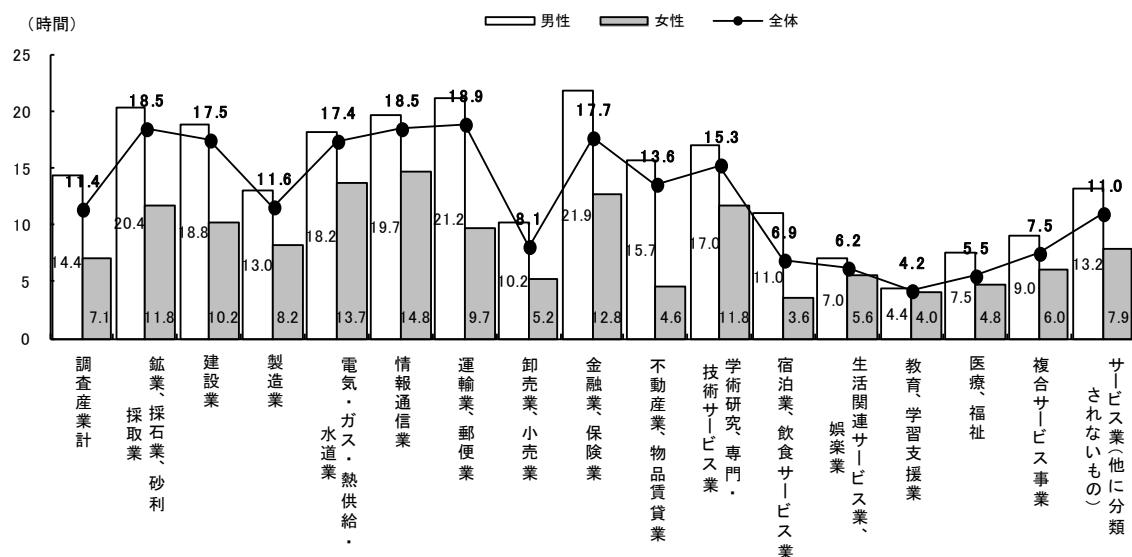
II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

2. 所定外労働時間の状況

月間所定外労働時間（残業時間）は、都では男性が 14.4 時間、女性が 7.1 時間、全国では男性が 15.1 時間、女性が 5.6 時間であり、都・全国とも男性が女性を大きく上回っている。

産業別にみると、都では、男性は「金融業、保険業」が最も長く 21.9 時間、女性は「情報通信業」が最も長く 14.8 時間となっている。全国では、男性は「運輸業、郵便業」が最も長く 26.3 時間、女性は「情報通信業」が最も長く 13.0 時間となっている。

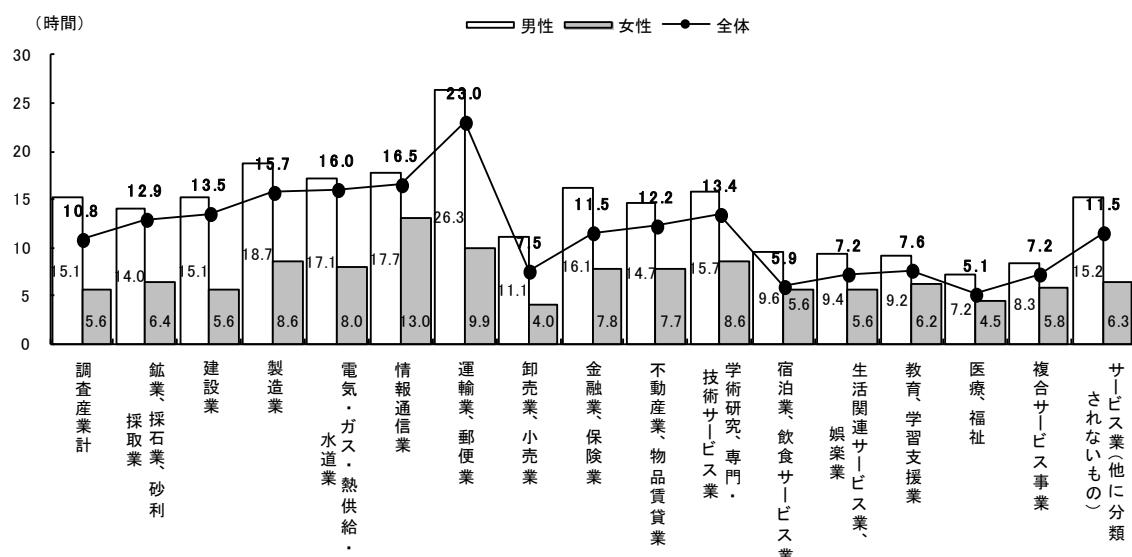
図表 II-1-2 月間所定外労働時間の状況（都・全国）
<都>



注：鉱業、採石業、砂利採取業は 28 年データがないため、平成 26 年の数字

資料：東京都総務局「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き－毎月勤労統計調査地方調査結果一」（平成 28 年）

<全国>



注 1：対象は 5 人以上の事業所

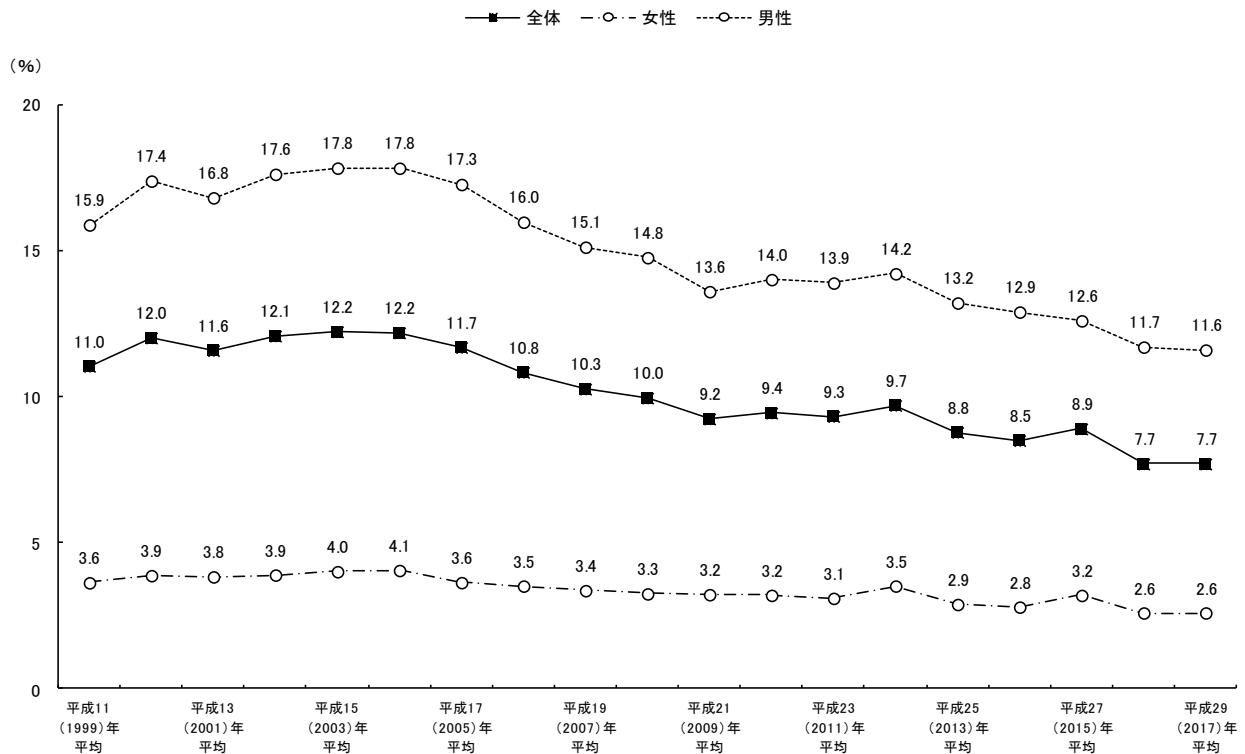
注 2：数値は年平均

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成 28 年）

3. 週 60 時間以上就業する労働者の状況

週 60 時間以上就業する雇用者の割合は、平成 29 年（2017）で男性 11.6%、女性 2.6%、全体で 7.7% である。平成 15 （2003）年まで上昇傾向がみられたが、平成 17 （2005）年以降は減少傾向にある。年齢階級別では、男性 30 代と男性 40 代で割合が高くなっている。

図表 II-1-3-1 週 60 時間以上就業する雇用者の割合（全国）



＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 10%（2008 年）から 5 割減に（2020 年）することを数値目標として掲げている。

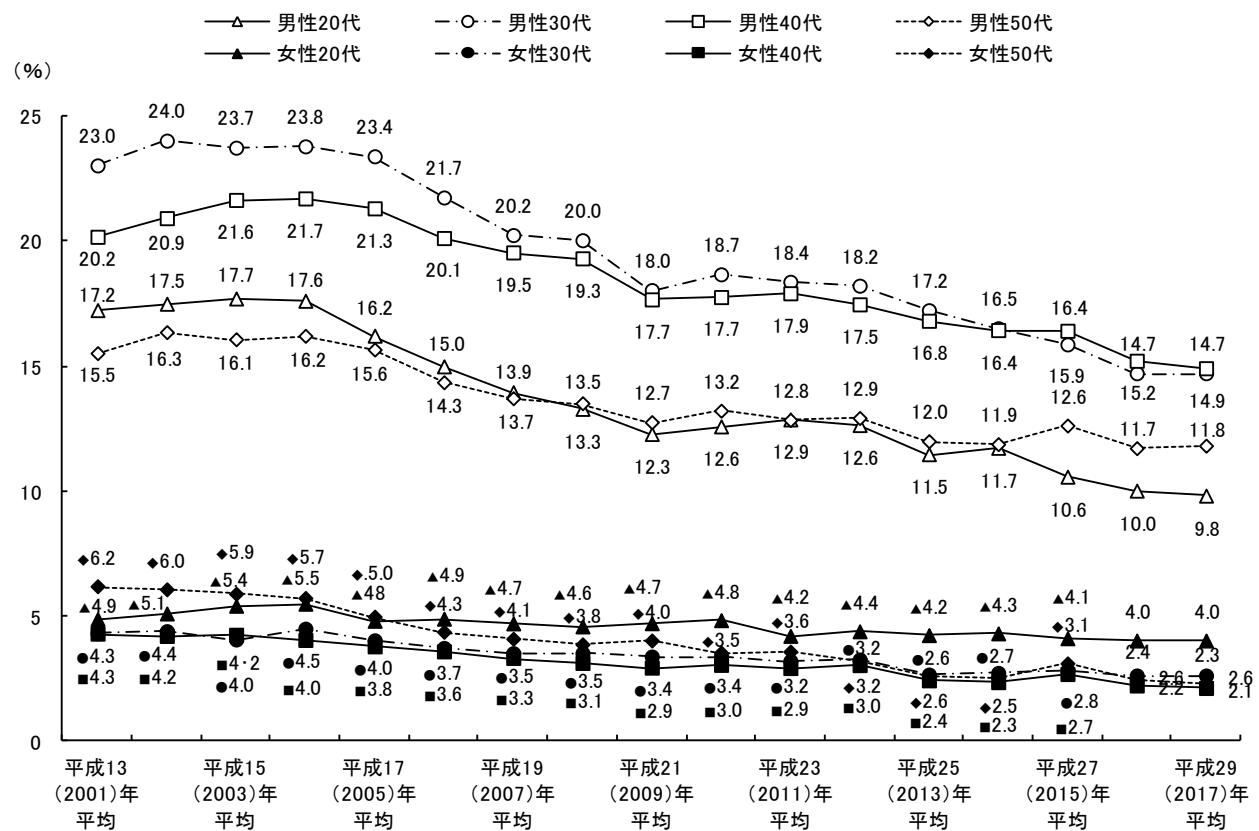
注 1：休業者を除く非農林業就業者の数値である。

注 2：平成 23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成 29 年）

II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

図表II-1-3-2 年代別週60時間以上就業する雇用者の割合（全国）



注1：休業者を除く非農林業就業者の数値である。

注2：平成23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

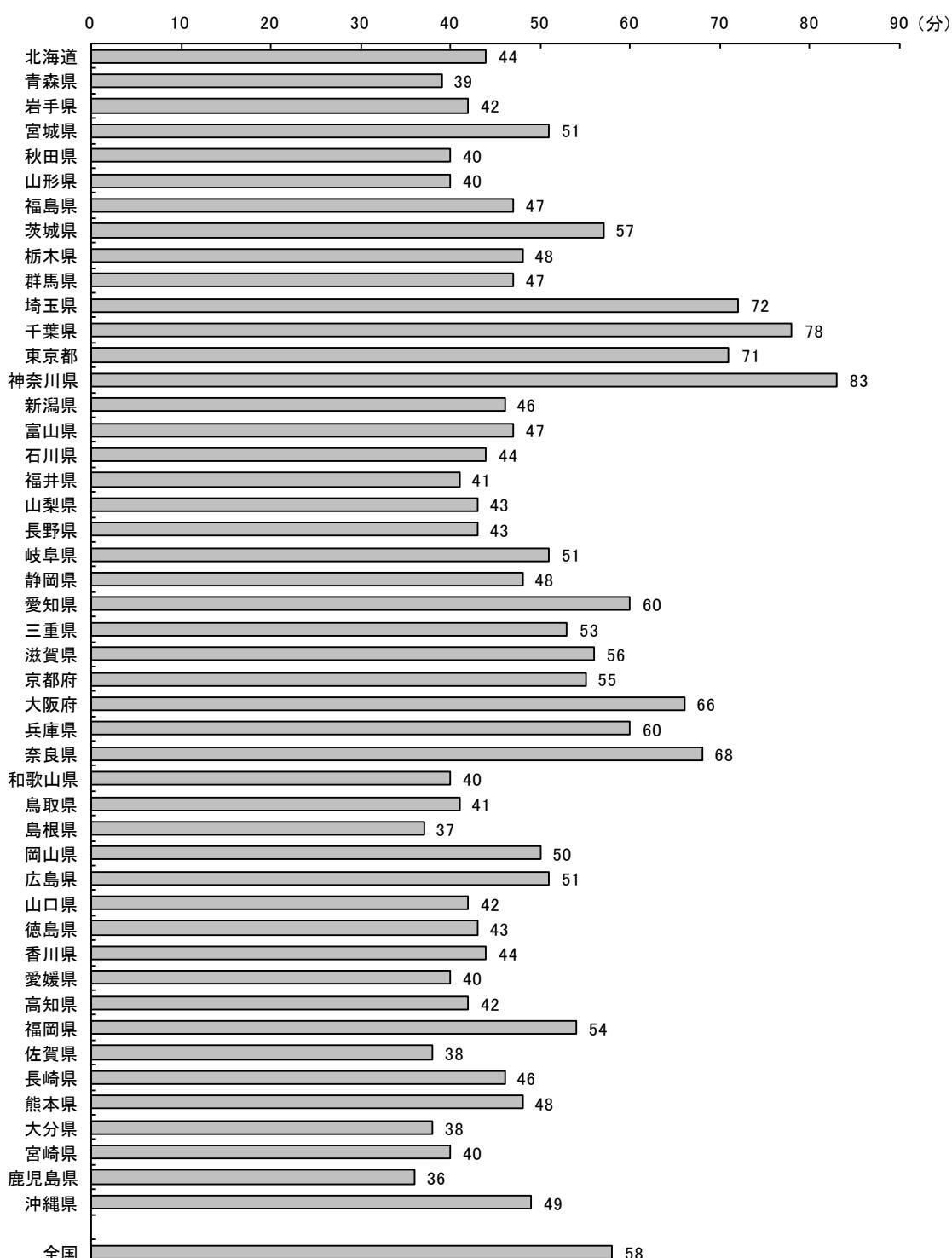
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成28年）

II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

4. 有業者の平日の平均通勤時間

有業者の平日の平均通勤時間を都道府県別にみると、東京都は71分と、神奈川県、千葉県、埼玉県に次いで4番目に長く、全国平均の58分を大きく上回っている。

図表II-1-4 都道府県別に見た有業者の平日の平均通勤時間



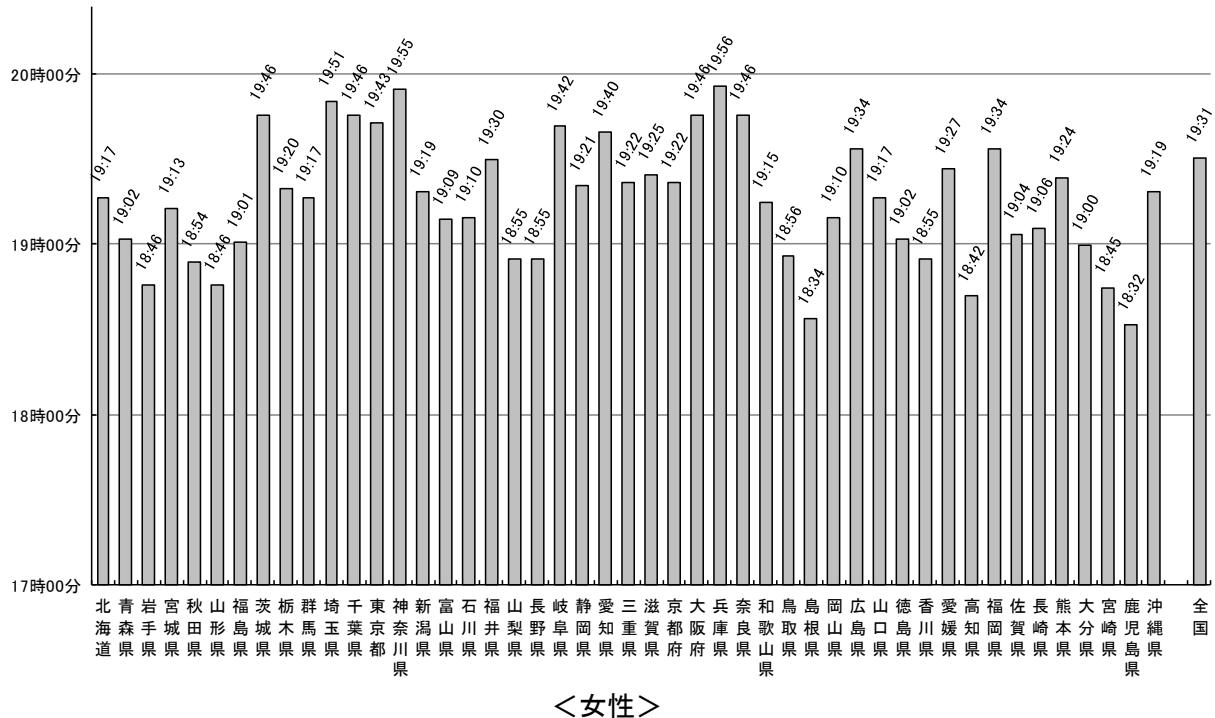
資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

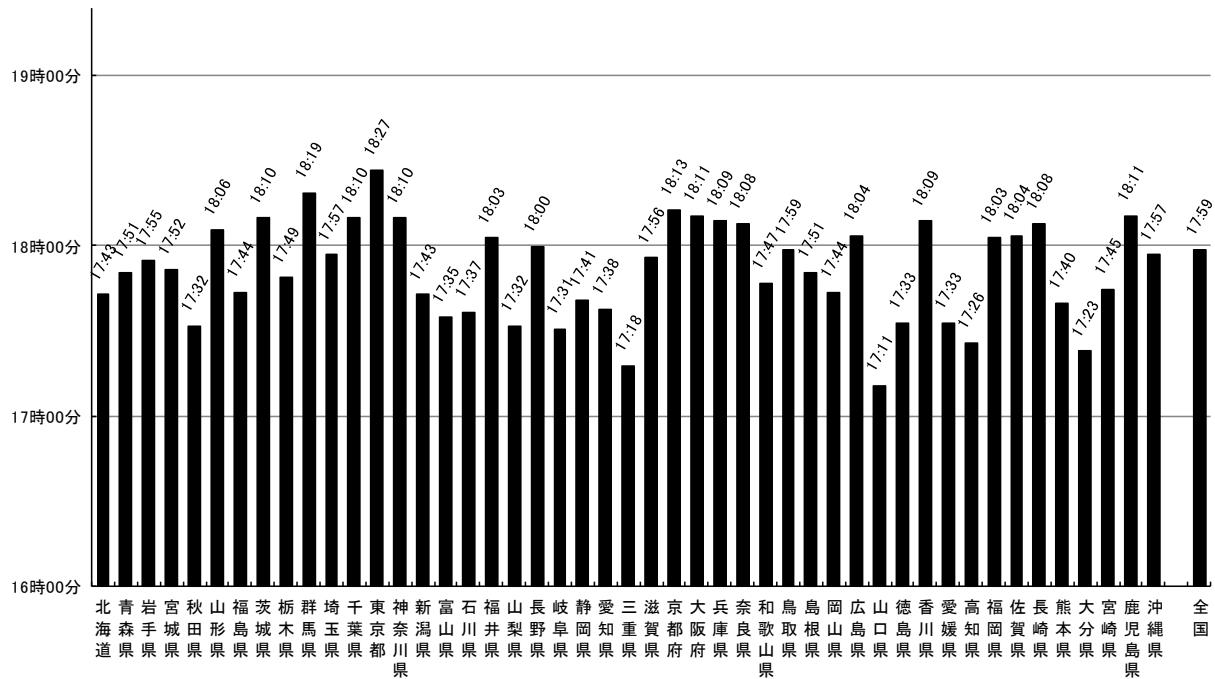
5. 有業者の平日の平均帰宅時間

有業者の平日の平均帰宅時間は、都が男性 19 時 43 分、女性 18 時 27 分、全国が男性 19 時 31 分、17 時 59 分である。都の男性の平均帰宅時間は全国で 8 番目に遅く、女性は最も遅い。

図表 II－1－5 都道府県別に見た有業者の平日の平均帰宅時間
<男性>



<女性>

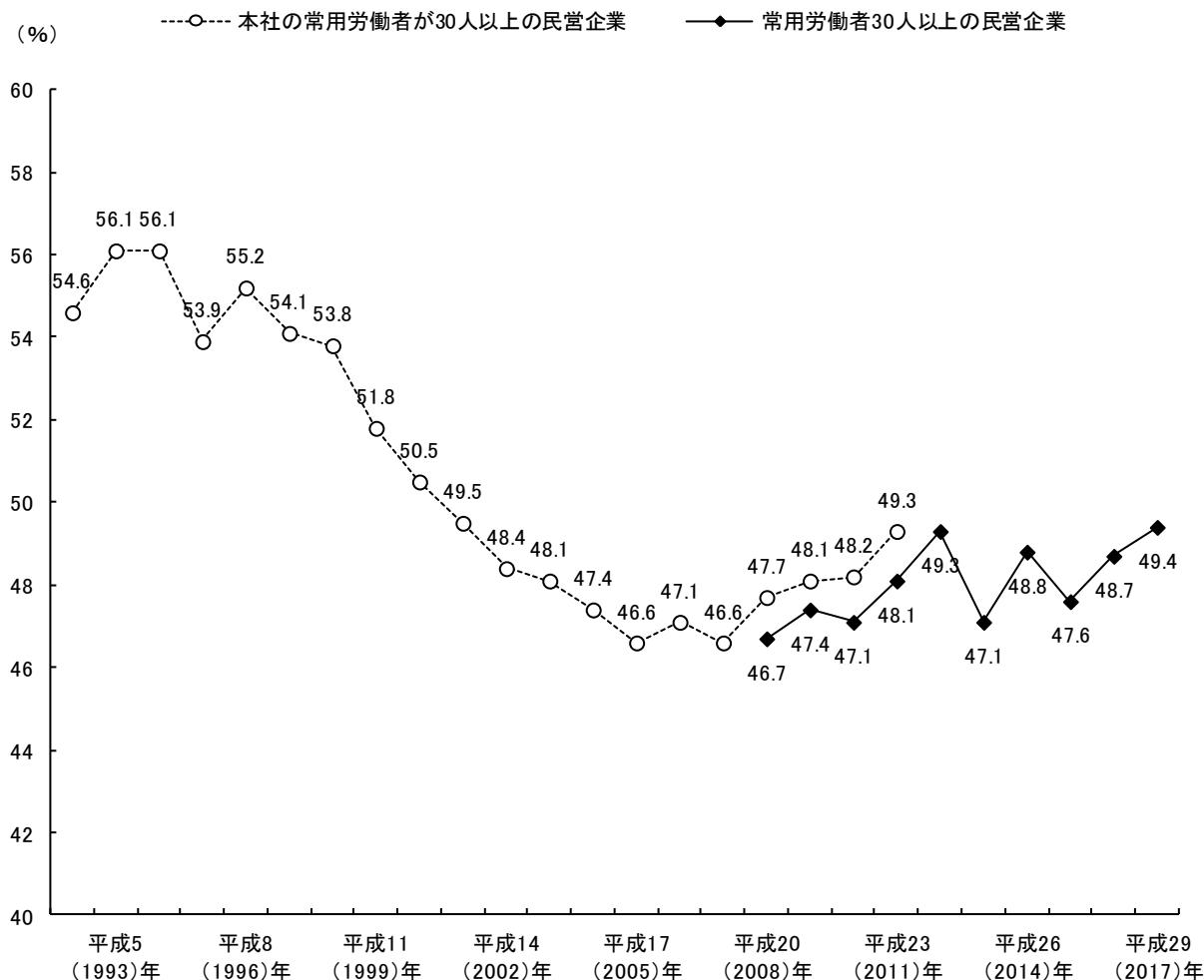


資料：総務省「平成 28 年社会生活基本調査」

6. 年次有給休暇の取得率

全国の労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率は、平成 8 (1996) 年の 55.5% から平成 17 (2005) 年と平成 19 (2007) 年の 46.6% まで減少傾向にあったが、その後は増減を繰り返しながら増加基調にあり、平成 29 年 (2017) 年は 49.4% となっている。

図表 II-1-6 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移（全国）

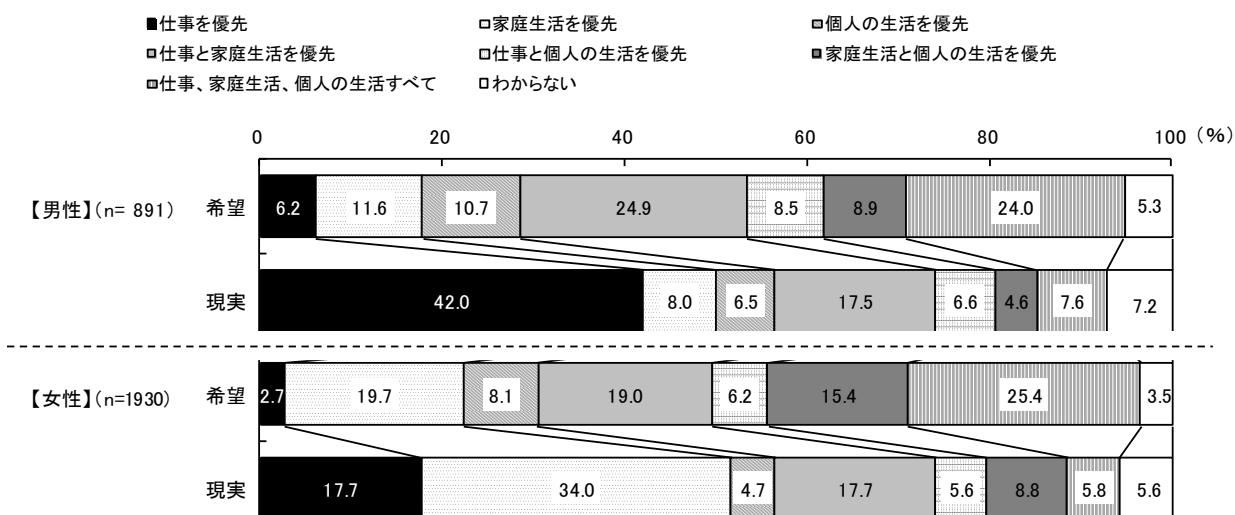


II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

7. 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）

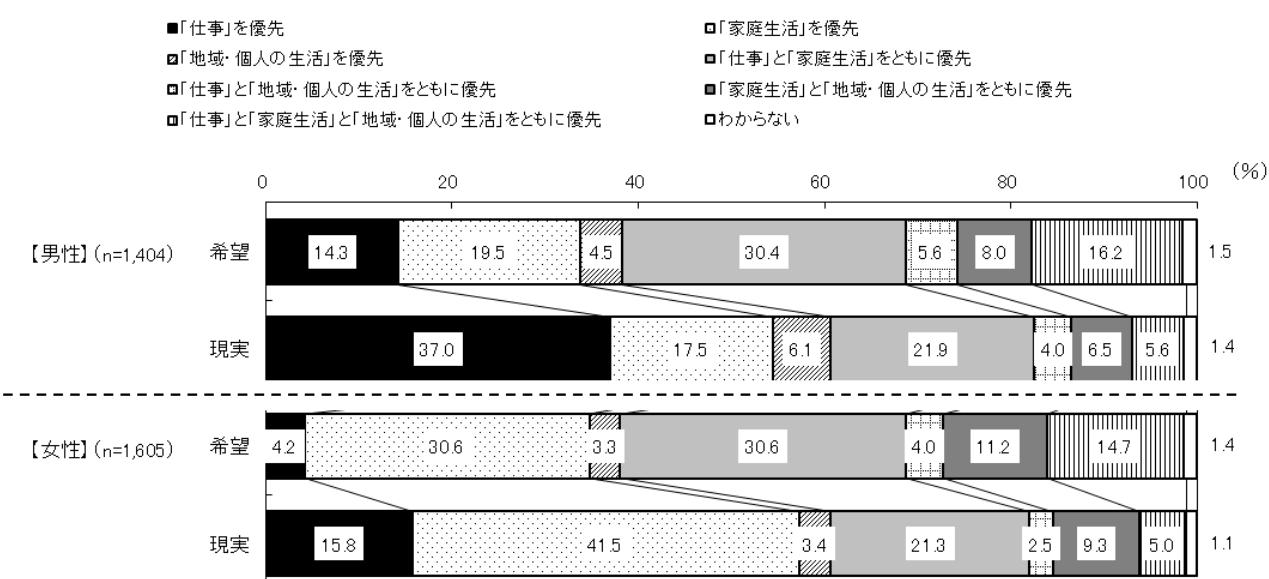
仕事、家庭生活、個人の生活の優先度について希望と現実を聞いたところ、都では、男性は希望では「仕事を優先」が高いものの、現実では「仕事を優先」が高く、女性は希望では「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」「仕事を優先」が高いものの、現実では「家庭生活を優先」が高い。全国では、男性は都と同様の傾向だが、女性は希望でも現実でも「家庭生活を優先」が最も高い。

図表II-1-7 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）（都・全国）
<都>



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）

<全国>

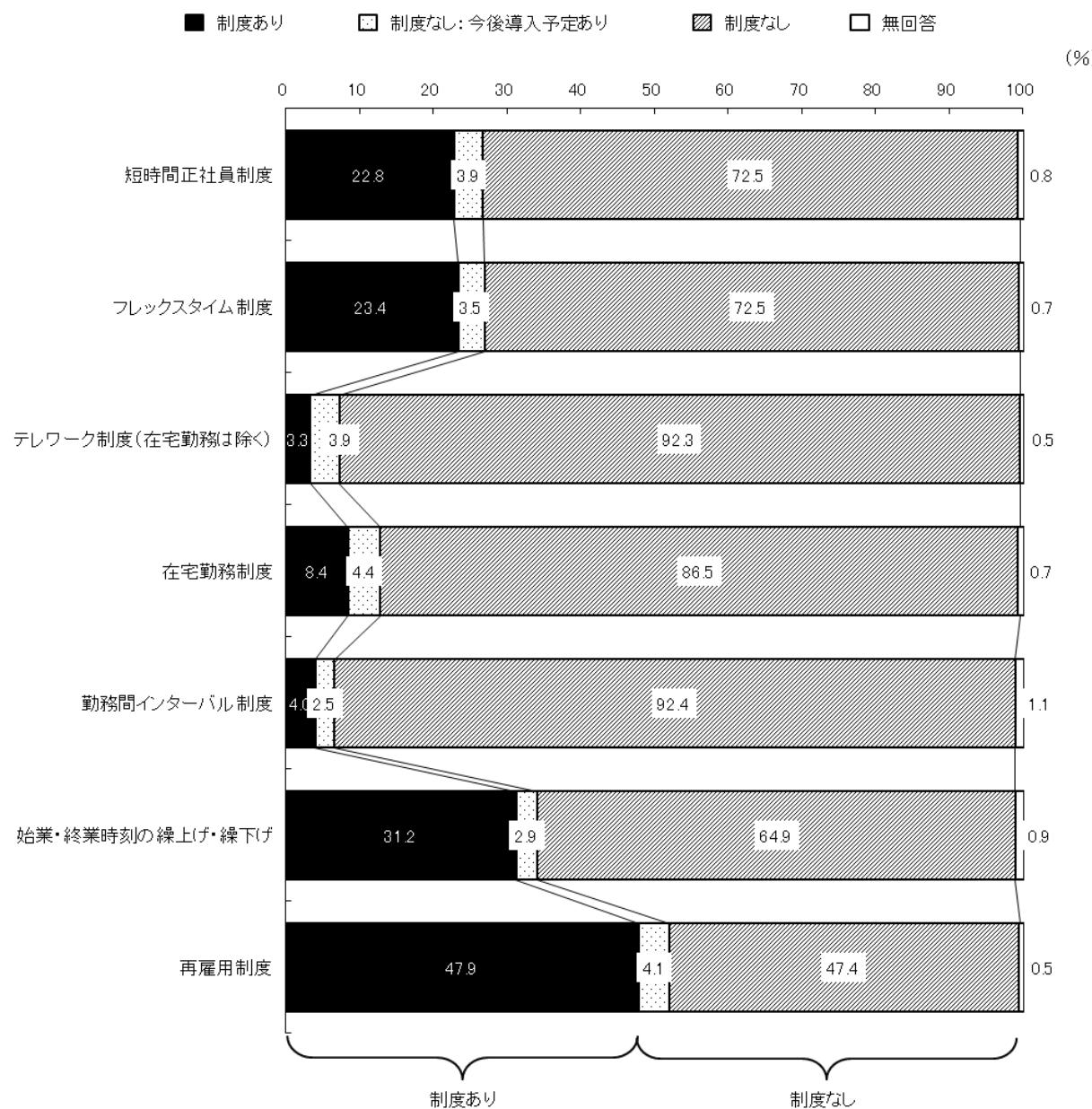


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）

8. 多様な働き方に関する制度の導入状況

多様な働き方に関する制度の導入状況は、「再雇用制度」があると回答した事業所の割合は 47.9% となっている。このほか、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 31.2%、「フレックスタイム制度」が 23.4% となっている。

図表 II-1-8 多様な働き方のための制度の有無（都）



注：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

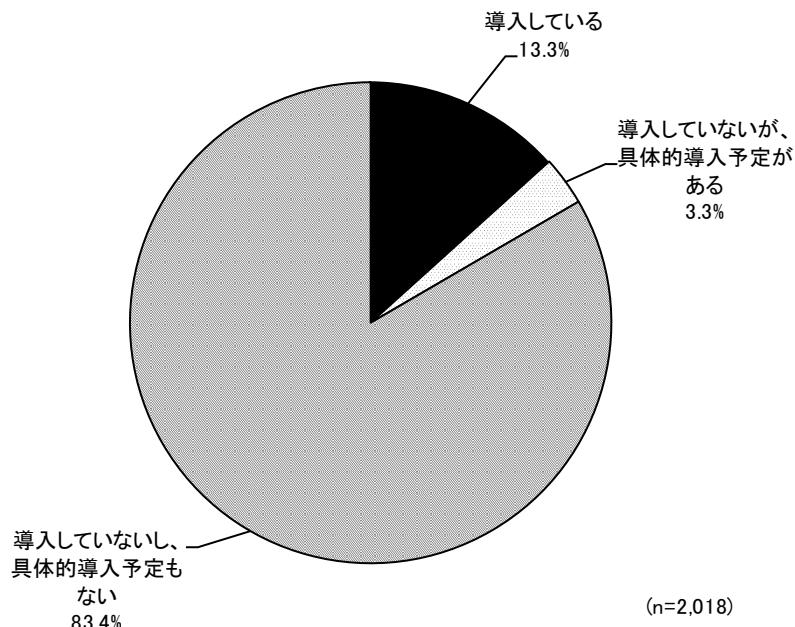
資料：東京都産業労働局「平成 28 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

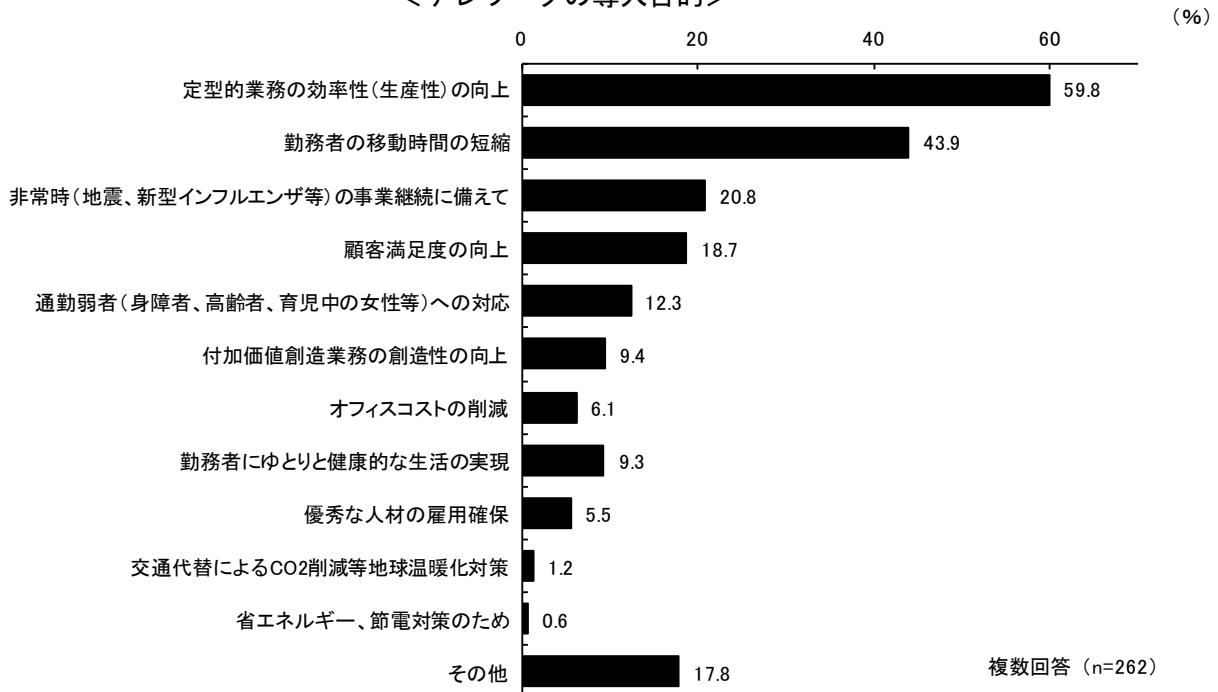
9. 企業におけるテレワークの導入状況

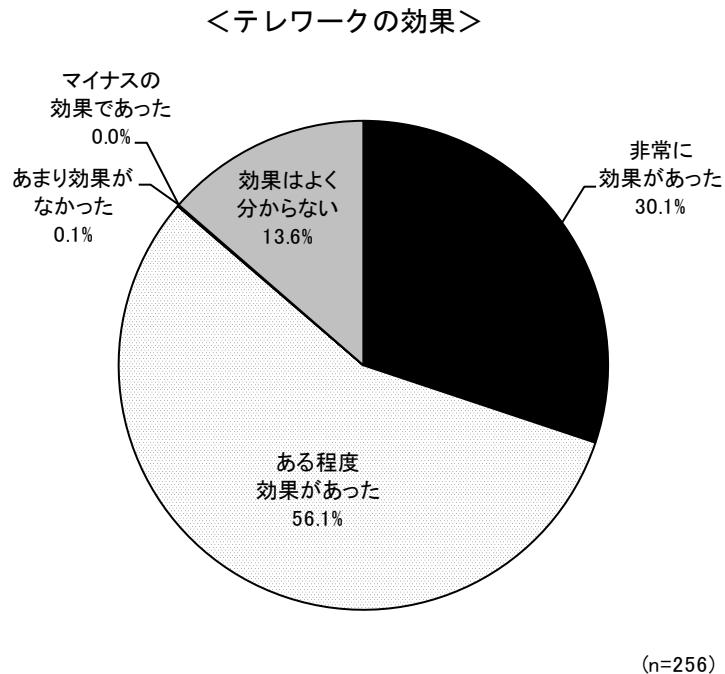
テレワークを導入している企業の割合は、平成 28（2016）年末時点では 13.3% である。導入の目的としては、「定型的業務の効率性（生産性）の向上」が 59.8%、「勤務者の移動時間の短縮」が 43.9% となっている。テレワーク導入企業の 86.2% は、効果があった（「非常に効果があった」「ある程度効果があった」の合計）と認識している。

図表 II-1-9 企業におけるテレワークの導入状況（全国）
＜テレワークの導入状況＞



＜テレワークの導入目的＞





(n=256)

注1：テレワークとは、会社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも会社建物内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のこと。具体的には、在宅勤務、モバイルワーク（営業活動などで外出中に携帯情報端末で作業する場合）、サテライトオフィス（会社のオフィス以外のオフィスで作業する場合）と呼ばれるもの

注2：調査対象は常用雇用者が100人以上の企業

注3：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

資料：総務省「平成28年通信利用動向調査」